

減免申請の流れ

1. 市町村での受付

被保険者から減免の相談があった際には、以下の（１）～（５）の減免条件（後期高齢者医療に関する条例第 18 条第一項から第五項及び減免に関する取扱い要綱）に該当するか聴取する。特に下記の（２）～（４）については収入の減少率が前年比で 30%以上減になるか確認する。

（１） 被保険者又はその属する世帯の世帯主が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

（２） 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者及び心身に重大な障害を受け、若しくは、長期入院したことにより、収入が著しく減少（前年と比較して 30%以上減）したこと。

（３） 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少（前年と比較して 30%以上減）したこと。

（４） 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ等による農作物の不作、漁その他これに類する理由により著しく減少（前年と比較して 30%以上減）したこと。

（５） その他特別な事情があるとき（刑事施設、労役場、その他これらに類する施設に拘禁された期間にかかる保険料減免）

上記（１）～（５）に該当し、減免に該当する可能性がある場合は受付を行う。現状で、保険料の納付が困難なのかを尋ね、減免申請理由を申請書にできるだけ詳細に記載させること

（ただ単に、廃業・失業したという理由のみで減免すべきではないため）。「減免申請に必要な書類」をもとに必要な書類を揃えて、広域連合まで郵送する。

減免に該当しない場合、市町村で納付相談等の対応を行う。減免に該当しないことは明白だが、被保険者に減免申請したい意思があれば必要書類を揃えて、広域まで郵送する。

2. 広域連合で協議

必要書類及び本人への聞き取り等を行い、減免に該当するか判断する。

3. 結果の通知

減免に該当する場合は、広域連合は市町村に「減免決定通知書」を送付する。市町村は、広域からの減免決定通知書に納付書等を同封して被保険者に郵送する。保険料情報の受渡しの日程については広域連合から連絡があるので適宜調整してオンラインファイル連携ツールによって受け渡しを行う。

減免に該当しない場合は、広域連合から被保険者に直接「減免却下通知書」を郵送し対応を行う。また、Dドライブで「減免却下通知書」を広域から市町村に送信し、情報共有する。

減免申請に必要な書類

1. 災害（震災、風水害、火災等）により、住宅・家財等について著しい損害を受けた場合（条例第 18 条第 1 項）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 官公庁、消防署、警察署、保険会社等が発行する罹災証明書等
 - ③ 後期高齢者医療保険料減免被害状況調査票（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ④ 補償金等がある場合は、補償金等の決定通知書の写し（補償金等が無い場合は不要）
2. 世帯主の死亡又はその者及び被保険者が心身に重大な障害、長期入院したことにより、収入が著しく減少した場合（条例第 18 条第 2 項）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 同意書（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ③ 長期入院については、医師の診断書又は入院計画書等。障害の場合は、障害の度合いが分かる書類又は障害手帳の写し等
 - ④ 今年中の収入（見込み）が分かる書類（給与明細書の写し、確定申告書の写し等）
3. 被保険者又は世帯主の収入が、事業の休廃止、失業等によって著しく減少した場合（条例第 18 条 2 項、第 3 項に該当する場合）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 同意書（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ③ 事業の休廃止の場合は、公的機関への休業又は廃止の届出書の写し又は休廃止を確認できる書類。失業の場合は、離職証明書または失業が確認できる書類（退職年月日も必ず確認できること）
 - ④ 今年中の収入（見込み）が分かる書類（給与明細書の写し、確定申告書の写し等）
4. 被保険者又は世帯主の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合（条例第 18 条第 4 項に該当する場合）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 同意書（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ③ 後期高齢者医療保険料減免被害状況調査票（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ④ 農業共済組合又は農業協同組合等が発効する被害証明書等。又は被害を証明するに足りる書類
 - ⑤ 今年中の収入（見込み）が分かる書類（給与明細書の写し、確定申告書の写し等）
 - ⑥ 補償金等がある場合は、補償金等の決定通知書の写し（補償金等がない場合は不要）
5. 特別な事情（刑事施設等に拘禁された場合）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 在監証明書（刑務所が発行）